

岡山市北区役所地域センター・支所 番号案内表示機及び
広告付行政情報案内モニター設置事業に係る企画提案募集要項

1 趣旨

岡山市では、市民サービスの向上、窓口業務の効率化及び本市の窓口業務に係る経費節減を目的として、一宮地域センター、津高地域センター、高松地域センター、吉備地域センター、御津支所総務民生課及び建部支所総務民生課の待合スペースに、番号案内表示機及び広告付行政情報案内モニターからなるシステム（以下「システム」という。）を設置し運用できる事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。

2 事業を行う施設の名称及び設置場所等

（１）施設の名称及び設置場所

- ① 一宮地域センター
岡山市北区一宮 6 3 8 番地 1
- ② 津高地域センター
岡山市北区栢谷 1 6 8 2 番地
- ③ 高松地域センター
岡山市北区高松原古才 2 4 7 番地
- ④ 吉備地域センター
岡山市北区庭瀬 4 1 6 番地
- ⑤ 御津支所総務民生課
岡山市北区御津金川 1 0 2 0 番地
- ⑥ 建部支所総務民生課
岡山市北区建部町福渡 4 8 9 番地

（２）設置場所

配置図のとおり

（３）参考事項

① 窓口事務取扱件数（令和 7 年度実績）

一宮地域センター	津高地域センター	高松地域センター	吉備地域センター	御津支所	建部支所
約 19,100 件	約 16,400 件	約 11,500 件	約 27,900 件	約 18,600 件	約 5,400 件

② 北区人口（住民基本台帳より）

2 9 3, 7 8 5 人（令和 8 年 7 月末日現在）

3 提案条件等

(1) 設置事業者の施設使用形態

システムの設置は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づき、岡山市が設置事業者に対して行政財産である建物の一部を目的外使用許可する方法により行います。

(2) 提案内容、費用負担等

別添「仕様書」を参考にシステムの具体的な設置予定機材等(設置台数・方法等)を提案してください。

システムの設置、システム稼働に係る消耗品(番号札等)の調達、維持管理、行政情報・民間広告映像の制作及び撤去等に要する費用は、設置事業者の負担となります。

(3) 広告の方法

モニター画面における動画又は静止画による広告とします。

(4) システムの設置期間

①令和8年12月1日から令和13年11月30日まで

②①の期間については、公用又は公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断される場合は、当初の条件を変更しないことを条件として、令和8年12月1日から令和13年11月30日まで、年度ごとに使用許可の更新を申請することができます。

(5) システムの運用開始日

令和8年12月1日(火)

(6) 仕様等

別添「仕様書(案)」のとおり

(7) 提案価格

システムの設置に係る行政財産目的外使用料(以下「使用料」という。)については、岡山市財産条例(昭和39年市条例第27号)第2条第2項に基づき、本企画提案において最適な者として特定した者の提案した価格とします。別添「仕様書(案)」を熟読のうえ、1年間分の広告料を含んだ使用料(消費税相当額を含む。)を価格提案書(様式4)に記入してください。

なお、使用料については、42,500円/㎡に、設置する広告付行政情報案内モニターの表示面積を乗じて得た額を最低価格とし、最低価格に達しない価格を価格提案書(様式4)に記載した企画提案書(様式3)は無効とします。

放映する広告がなく、広告枠に空きが生じたとしても、納付済の使用料は返還しません。

また、システムのうち広告付行政情報案内モニターに係る電気料金については、別途設置事業者の負担となりますので、提案価格には含めないでください。

【参考】岡山市財産条例（昭和39年市条例第27号）※抜粋

（行政財産の目的外使用料）

第2条 行政財産の使用を許可する場合の使用料は、別表第1及び別表第2に定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、入札により行政財産の使用を許可する場合の使用料の額は当該入札の落札金額とし、提案内容に使用料の額を含む企画競争（複数の者に企画書等の提出を求め、その内容について審査を行う方式をいう。）により行政財産の使用を許可する場合の使用料の額は最適な者として特定した者の提案した金額とする。この場合において、使用料の額は、別表第1及び別表第2に定める額を下回ってはならないものとする。

（8）システムの施工の方法、メンテナンス等の管理体制及び故障時の対応体制

企画提案書（様式3）に従って、システムの設置方法、メンテナンス、破損時の対応など保守管理に関する内容を提案してください。

4 参加資格

この事業に参加できるのは、次の各号に掲げる条件を全て満たす事業者とします。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号）第2条第1項に掲げる者でないこと

（2）参加申込書の提出日から協定締結までの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき、岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿に登録され、役務部門の業種「製作等」、業種細区分「テレビ・ラジオ広告、番組」または「その他広告」に登録されていること

（3）参加申込書の提出日から協定締結までの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと

（4）業務開始（令和8年12月1日）までに機器の設置等について、岡山市の事務担当者と複数回、現地で打ち合わせが可能であること

5 日程及び期限

内 容	日程・期限
仕様書（案）等の交付	令和8年9月18日（金）～令和8年10月19日（月）
仕様書（案）等に関する質問受付	令和8年10月2日（金）午後5時まで
仕様書（案）等に関する質問回答	令和8年10月7日（水）午後1時（予定）
企画提案書の提出	令和8年10月8日（木）～ 令和8年10月20日（火）午後5時15分必着
ヒアリング実施	令和8年10月下旬
審査結果の通知	令和8年10月下旬

6 仕様書（案）等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他＞令和8年度）からダウンロードしてください。

●ホームページアドレス

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-0-0-0-0-0-0.html>

7 仕様書（案）等に関する質問の受付及び回答

仕様書（案）等に関する質問を受け付けます。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けません。

（1）受付方法

質問書（様式6）に質問事項を記載し、電子メールで、メールの件名を「【企画競争質問】岡山市北区役所地域センター・支所 番号案内表示機及び広告付行政情報案内モニター設置事業者募集について」として、岡山市北区役所総務・地域振興課へ提出すること。それ以外の方法では受け付けません。

なお、提出後は、必ず電話（北区役所総務・地域振興課 直通 086-803-1655）により、メール受信の確認を行ってください。

●電子メール：kita-soumu@city.okayama.jp

（2）回答方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他＞令和8年度）へ掲載します。

8 企画提案書の提出

（1）提出方法

岡山市北区役所総務・地域振興課宛に、「岡山市北区役所地域センター・支所番号案内表示機及び広告付行政情報案内モニター設置事業企画提案書在中」と朱書きのうえ、持参又は郵送により提出してください。

持参の場合は、上記5に定める期間のうち、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時15分までとしてください。

郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により送付してください（提出期限必着）。

（2）提出書類

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 応募に係る誓約書（様式2）
- ③ 企画提案書（様式3）
- ④ 価格提案書（様式4）
- ⑤ 会社概要（様式は任意）
- ⑥ 岡山市暴力団排除条例に係る誓約書（様式5）

（3）提出部数

- ・社名、代表者印（岡山市に届け出た使用印）のあるもの1部（正本）
- ・社名、代表者印のないもの8部（副本）

※申込書（様式１号）は正本１部のみ提出で構いません。

※副本には社名や代表者名が分かるような表記はしないでください。

（４）注意事項

- ①岡山市財産条例、岡山市広告掲載要綱、岡山市広告掲載基準、本募集要項及び仕様書（案）の内容を承諾のうえで、応募してください。
- ②仕様書（案）等に関する質問回答を確認のうえ、提出してください。
- ③連絡先（担当者名、電話番号、電子メールアドレス等）をご記入ください。
- ④提出書類のうち「③ 企画提案書」及び「⑤ 会社概要」については、Ａ４サイズ、左綴じとし、ページ番号を付してください。
- ⑤提出期限までに提出されなかった提案書は、いかなる理由でも特定されません。
- ⑥提案書の提出期限後の差し替え、再提出は認めません。

９ 特定方法等

（１）審査体制

岡山市北区事務事業委託等審査委員会（以下「委員会」という）で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。

（２）審査方法

- ①委員会は、提出書類及び提案者へのヒアリングにより審査を行います。
- ②委員会における審査は、「岡山市北区役所地域センター・支所番号案内表示機及び広告付行政情報案内モニター設置事業企画提案書等評価基準」（以下「評価基準」という。）により実施します。
- ③委員会の委員長及び委員は、評価基準をもとに１００点満点で審査し、その合計点数により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。
- ④提案者ごとの審査点数（各委員の審査点数の平均点（小数点以下２位を切捨））が６０点に達する提案者がいない場合は、適切な事業者（提案者）なしとし、再募集を行うものとします。
- ⑤委員の合計審査点数の最高点が同点であった場合、「２ 設置予定機材等」の審査点が上位の者を最適な提案者として特定します。
- ⑥委員会は、提案者名を伏せて審査を行います。

（３）ヒアリングの実施

- ①発表時間は１事業者につき２０分以内とし、その後委員が質問を行います。
- ②出席者は１事業者につき２名以内とし、ヒアリングに用いる資料は、事前に提出された企画提案書に限ります（プロジェクター等の機器の使用は不可）。
- ③詳細な日時、場所については後日お知らせします。

（４）提案者の失格

協定締結までに提案者が、次のいずれかに該当する場合には失格とします。

- ①「４ 参加資格」を満たさなくなった場合
- ②提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③会社更生法等の適用を申請する等、履行が困難と認められるに至った場合
- ④審査の公平性を害する行為があった場合

⑤提案者がヒアリングに出席しない場合

⑥提案にあたり著しく信義に反する行為等、委員会が失格であると認めた場合

(5) 特定結果の通知

最適な提案者に対しては提案書を特定したことを書面で通知します。特定されなかった提案者へは提案書を特定しなかったことを書面で通知します。

10 協定手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な提案者として特定しただけであり、協定を締結するまでは何らの権利義務関係も生じません。

委員会で特定された最適な提案者と協議し企画・提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、協定を締結するものとします。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者と協定を締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとします。

11 使用料等の納付

- (1) 使用料は、令和8年12月1日の使用開始日から発生します。なお、使用期間が1年に満たないときは、月割によって計算し、1月未満の端数があるときは、日割によって計算します。
- (2) 使用料は、協定書に定める期限までに岡山市発行の納入通知書により納付していただきます。
- (3) システムのうち、広告付行政情報モニターに係る電気料金については、消費電力量に基づいて算出した金額とし、別途、岡山市が指定する期日までに、岡山市発行の納入通知書により納付していただきます。

12 その他注意事項

- (1) 提案書の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とします。
- (2) 提出された提案書等は、当該審査以外には使用しません。
- (3) 使用料については、「3 提案条件等（7）提案価格」のとおり最低価格を設定しており、最低価格に達しない価格を提案した企画提案書は無効とします。
- (4) 特定しなかった提案書は、原則として返却します。返却が不要な場合は、提案時にその旨をお知らせください。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書は無効とするとともに、提案者に対しては指名停止を行うことがあります。
- (6) 提案書は、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となります。ただし、提案書特定期間中は、同条例第5条第4号イの規定により、開示の対象としません。

【提出先・問い合わせ先】

岡山市北区役所総務・地域振興課（岡山市役所本庁舎1階）

担当：山根

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話：(086)803-1655

FAX：(086)803-1725

電子メール：kita-soumu@city.okayama.jp